

令和6年度（2024年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体

(2) 所管部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市図書館（函館市中央図書館ほか6施設）

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における函館市図書館（函館市中央図書館ほか6施設）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和6年（2024年）9月2日から令和6年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

中央図書館で実施している図書館資料等の複写を行うサービスについては、協定書に附属する業務仕様書において管理業務として定めているが、市が指定管理者の自主事業として承認し実施させるといった協定書に反した取扱いをしていた。

また、通常、管理業務に係る経費は市が負担し、収入は市が受け入れることとなるが、協定書では当該業務に係る複写機等の経費を指定管理者が負担し、利用者からの複写料の実費を指定管理者の収入とすると定めており、管理業務であるにもかかわらず、自主事業のような業務仕様書となっていた。

さらに、当該業務に係る費用について、一部は管理業務の支出として、一部は自主事業の支出として経理しているなど、管理業務と自主事業が正しく区分経理されていなかったため、管理業務の決算額を正確に把握できていなかった。

これらのことは、管理業務と自主事業の性質の違いに対する認識が不十分であったことが原因の一つであると思料されるが、業務仕様書に定める管理業務を自主事業として承認することは協定書に反した取扱いであることから、図書館としての役割や求められるサービスを踏まえたうえで、管理業務の内容や仕様を検討し整理されたい。また、管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。